

国際教養大学再入学に関する規程

平成 22 年 12 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 5 8 号

(趣旨)

第 1 条 国際教養大学学則第 3 4 条の規定に基づく再入学については、この規程の定めるところによる。

(出願書類)

第 2 条 再入学志願者は、次に掲げる書類に所定の検定料を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 再入学願書
- (2) 再入学志望理由書
- (3) 在籍時の成績証明書
- (4) 現在の英語力を証明するもの(過去 2 年以内に受験した TOEFL (iBT または本学で実施した ITP) または IELTS のスコア表または英検の合格証書)
- (5) 経歴書(本学退学から再入学出願に至るまで)

(出願時期)

第 3 条 再入学の出願時期は、年 2 回とする。

(入学許可)

第 4 条 再入学の志願があったときは、入学試験委員会において再入学の事由等について審査し、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(在学年限)

第 5 条 再入学をした学生は、退学前の在学期間を含めて 8 年を超えて在学することができない。

(再入学料)

第 6 条 再入学をする者は、指定する期間内に所定の入学料を支払わなければならない。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。